



秋の総合健診（特定健診・各種がん検診）のお知らせ

健（検）診は身体の状態をチェックできるよい機会です。
対象者の人は、健（検）診項目・日程を確認し、ぜひ受けてください。

期 日	場 所	受付時間など
10月12日（火）	総合福祉センター	午前8時30分から 10時30分まで
10月13日（水）		
10月14日（木）		※結果説明会は 後日行います
11月14日（日）		
11月15日（月）		
11月16日（火）		



健（検）診の申し込みはインターネットや携帯電話からでもできます。町のホームページから申し込んでください。
※申し込みを行う際、送信後に返信メールが届きます。パスワードなどを入力し、再送信してください。再送信しないと本登録完了になりませんのでご注意ください。

町ホームページ <http://www.town.kurate.fukuoka.jp> 携帯電話 <http://k.shinseifukuoka.jp>

申込方法

- **申し込み方法** 申込書がお手元にある人は郵送してください。届いていない人はご連絡をお願いします。
- **その他** 各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス）、結核検診、基本健診、特定健診
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

予防接種

■BCG予防接種

- ▽4か月健診のときに一緒にを行います
- ▽接種期間 生後6か月未満
- ▽ところ 総合福祉センター保健棟



期 日	時 間
9月9日（木）	午後1時30分から2時まで
10月14日（木）	

■ポリオ予防接種

- ▽ポリオの予防接種は2回受けてください
- ▽対象者 生後3か月から90か月未満
- ▽ところ 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
9月1日（水）	午後1時30分から2時まで
10月13日（水）	
11月26日（金）	



保健師からの
健康ワンポイント

熱中症を 予防しよう!!

◆熱中症とは

暑熱環境で発生する障害の総称で、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病などに分けられます。この中でもっとも重いのが熱射病です。

◆知って防ごう熱中症

スポーツや運動、外出時にはメディカルチェックをしておくことをお勧めします。

熱中症は、コンディショニングが崩れたときに発症しやすいものです。睡眠不足、発熱、疲労、二日酔いなども原因の一つになります。体調管理には日頃から気をつけましょう。

◆熱中症予防8か条

①知って防ごう熱中症②暑いとき、無理な運動は事故のもと③急な暑さは要注意④失った水分と塩分を取り戻そう⑤体重で知ろう健康と汗の量⑥薄着ルックでさわやかに⑦体調不良は事故のもと⑧あわてるな、されど急ごう救急処置

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- **とき** 9月1日、8日、15日、22日、29日の午前10時から11時30分まで
※必ず妊婦さん本人がお越しください
※原則、毎週水曜日が交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます。

- **ところ** 総合福祉センター保健棟

- **必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）・印かん

乳幼児健診・相談

9月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。



- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

健診内容	期日	対象児
4か月健診	9月9日（木）	平成22年5月1日から 平成22年5月17日生まれ
7か月健診	9月16日（木）	平成22年1月29日から 平成22年2月18日生まれ
12か月健診		平成21年9月1日から 平成21年9月30日生まれ
1歳半健診	9月9日（木）	平成21年2月6日から 平成21年3月2日生まれ
3歳児健診		平成19年8月6日から 平成19年9月2日生まれ
乳幼児相談 <small>（身体測定・育児・栄養相談）</small>	9月22日（水）	平成22年7月27日から 平成22年8月23日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。（申込不要）

国民年金 Q&A

国民年金の
疑問に
お答えします。

役場保険年金班 ☎42局2111番



QUESTION ANSWER Pension



疑問

障害基礎年金は、どう
いう人が受け取れるの
でしょうか。



答え

障害基礎年金は、国民年金に加入中
に初診日のある病気やけがで障がい
者になったとき、受けることのできる
年金です。

初診日の条件

国民年金の被保険
者期間中に初診日
のある病気やけが
で障がい者になっ
たとき



初診日が60歳以
上65歳未満の間
で、老齢基礎年金
を受給されていない
国内在住の人



受給資格

◆障害認定日に、国民年金法で定められた障害等級「1級」
または「2級」に該当していること。これは、身体障害者
手帳の等級とは異なります。

◆保険料の納付要件は、初診日の前日において、初診日の属
する月の前々月までの被保険者期間（国民年金に加入しな
ければならない期間）のうち、保険料の未納期間が三分の
1以上ないことが必要です。ただし、初診日が平成28年
3月31日までである場合は、初診日の属する月の前々月
までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができ
ます。

※65歳未満で老齢基礎年金を繰上げ受給している場合には請求で
きない場合がありますのでご注意ください。

20歳前に初診日
があり、その後障
がい者になったと
き



◆障害認定日が20歳前にある場合は、20歳に達したときに
障がいの程度が「1級」または「2級」に該当していれば
支給されます。

◆障害認定日が20歳以後にある場合は、障害認定日に障が
いの程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給
されます。

障害認定日とは

障がいの原因となった傷病の初診日から1
年半たった日か、それ以前に症状が固まっ
たときはその日になります。また、障害認
定日に1級、2級に該当し
なかった人でも、その後65
歳に達する日の前日までに
1級、2級に該当し請求を
行ったときにも受給できま
す（事後重症）。



初診日とは

障がいの原因となった傷病について、初め
て医師の診察を受けた日のこと。

障害基礎年金額

等級	年金額
1級障害	990,100円
2級障害	792,100円



受給者に生計を維持されている子（18歳になる日の属する
年度末までの子または20歳未満で1級、2級の障害（国民
年金法による）のある子）がいる場合は加算があります。

加算対象の子	加算額
1人目・2人目	各 227,900円
3人目以降	各 75,900円

※加算額は1人につき

障害年金を受給するためには、裁定請求が必要です。医
師の診断書（所定の様式）や病歴・就労状況等申立書の
ほかに状況に応じて添付書類が必要です。請求方法につ
いて詳しく知りたい人や納付要件を満たしているか心配
な人はお問い合わせください。

*** 問い合わせ ***

役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111内線202
直方年金事務所 ☎22局0891